

東京都集合住宅駐車施設附置要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">東京都集合住宅駐車施設附置要綱</p> <p style="text-align: right;">(平成4年7月3日制定) (平成26年3月28日改正) (令和2年2月25日改正) <u>(令和7年3月31日改正)</u></p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)並びに駐車場法(昭和32年法律第106号)によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 集合住宅とは、寮及びワンルームマンションを含む共同住宅、寄宿舎及び長屋をいう。</p> <p>二 駐車場整備地区等とは、駐車場法第3条に規定する駐車場整備地区、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第<u>1</u>号に規定する商業地域及び近隣商業地域をいう。</p> <p>三 駐車施設附置率とは、集合住宅の住戸又は住室の数(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その住戸又は住室の数の合計)に対する駐車施設の数割合をいう。</p> <p>第3条から第11条まで (現行のとおり)</p> <p>(<u>駐車施設の附置等</u>に関する特例)</p> <p>第12条 特別区が、<u>駐車場整備地区等以外の次に掲げる</u>区域内において第4条に</p>	<p style="text-align: center;">東京都集合住宅駐車施設附置要綱</p> <p style="text-align: right;">(平成4年7月3日制定) (平成26年3月28日改正) (令和2年2月25日改正)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)並びに駐車場法(昭和32年法律第106号)によるほか、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 集合住宅とは、寮及びワンルームマンションを含む共同住宅、寄宿舎及び長屋をいう。</p> <p>二 駐車場整備地区等とは、駐車場法第3条に規定する駐車場整備地区、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第<u>二</u>号に規定する商業地域及び近隣商業地域をいう。</p> <p>三 駐車施設附置率とは、集合住宅の住戸又は住室の数(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その住戸又は住室の数の合計)に対する駐車施設の数割合をいう。</p> <p>第3条から第11条まで (略)</p> <p>(<u>駐車機能集約区域及び集約駐車施設</u>に関する特例)</p> <p>第12条 特別区が、<u>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)</u></p>

規定する建築物を新築し、増築し、又は用途の変更をしようとする者が附置すべき駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に関する条例を定めた場合は、当該区域内においては、第5条から第10条までの規定は適用しない。

一 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第7条第1項の規定により特別区が作成した低炭素まちづくり計画（同条第3項第1号に規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。）における同号に規定する駐車機能集約区域

二 都市再生特別措置法第46条第1項の規定により特別区が作成した都市再生整備計画（同条第14項第3号ハに規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。）における同条第2項第5号に規定する滞在快適性等向上区域

三 都市再生特別措置法第81条第1項の規定により特別区が作成した立地適正化計画（同条第6項第3号に規定する集約駐車施設に関する事項が記載されたものに限る。）における同項第1号に規定する駐車場配置適正化区域

第13条から第15条まで（現行のとおり）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から起算して3月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、駐車施設を附置しないことができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第7条第1項の規定により作成した低炭素まちづくり計画において、同条第3項第1号に規定する駐車機能集約区域（以下「駐車機能集約区域」という。）及び集約駐車施設に関する事項を記載し、かつ、当該駐車機能集約区域内において第4条に規定する建築物を新築し、増築し、又は用途の変更をしようとする者が附置すべき駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に関する条例を当該特別区が定めた場合は、当該駐車機能集約区域内においては、第5条から第10条までの規定は適用しない。

第13条から第15条まで（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から起算して3月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、駐車施設を附置しないことができる。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

<p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和2年2月25日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、令和7年3月31日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (施行期日) この要綱は、令和2年2月25日から施行する。</p>
--	--